

「公的年金等の源泉徴収票」は、 確定申告まで大切に保管を

毎年1月下旬までに、老齢、退職を支給事由とする年金受給者に公的年金などの源泉徴収票が日本年金機構などから送付されます。

障害年金や遺族年金は非課税所得となるため、源泉徴収票は送付されません。源泉徴収票は市や税務署への所得申告には必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票の再発行は、お問い合わせください(再発行する人の基礎年金番号が必要)。

問 宇和島年金事務所 ☎22 - 5440

ID:0036160

償却資産(固定資産税)の申告

償却資産は、所有者が1月1日現在の資産内容を毎年1月31日までに申告する必要があります。事業のために使用する構築物や機械工具、船舶、器具備品などの償却資産を所有している事業主は、必ず申告してください(対象者には申告用紙を送付しています)。

持 申告用紙、個人番号カードまたは通知カード、運転免許証などの本人確認書類

申 1月4日(火)～31日(月)

問 税務課税務課家屋係 ☎49 - 7010
または各支所税務係



ID:0069199

労働保険料の納付

1月31日(月)は、労働保険(労働保険、雇用保険)料の第3期分の納付期限となっています。対象者には、1月14日(金)ごろに納付書を送付しますので、最寄りの金融機関で納付してください。

対 事業主

問 愛媛労働局労働保険徴収室 ☎089 - 935 - 5202

ID:0069513

宇和島市愛顔っ子供応援券の有効期限

第2子以降の子どもが生まれた世帯に、県内企業生産製品に限る紙おむつ購入の際に利用できる券を交付しています。令和2年度に交付した応援券(緑色)の有効期限は3月31日(木)までです。期限内に使用してください。

問 福祉課子育て支援室児童福祉係 ☎24 - 1111
内線3120 FAX 24 - 1160



ID:0069115

特定最低賃金改正

- ▶ パルプ、紙製造業：951円/時間
 - ▶ はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業：957円/時間
 - ▶ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：921円/時間
 - ▶ 船舶製造・修理業、船用機関製造業：962円/時間
 - ▶ 各種商品小売業：822円/時間
- ※適用除外となる場合は、県最低賃金(821円/時間)を適用。

問 愛媛労働局賃金室 ☎089 - 935 - 5205

ID:0069667

勤労者教育資金融資制度

勤労者もしくは勤労者の家族の教育に必要な資金か、教育を受けるために必要となる資金に対して融資ができません(高校生以下は除く)。詳しくは、お問い合わせください。

内 融資限度額：300万円以内/世帯

対 市内に住む(予定も含む)20～65歳で同一事業所に原則として1年以上勤務している人、市税の完納者で前年の所得が150万以上1000万円未満の人など

問 四国労働金庫宇和島支店 ☎22 - 0565



ID:0069380

確定申告

まもなく確定申告の時期を迎えます。金額集計や書類の作成など、事前の準備をお願いします。

■確定申告会場

日 2月16日(水)～3月15日(火) 平日 午前9時～
(受付：午前8時30分～午後4時)

※会場の混雑状況により、午後4時前でも受付を終了する場合があります。

確定申告会場への入場には、入場整理券が必要です(作成済申告書の提出のみであれば不要)。
※会場で当日配布しますが、LINEで事前発行もできます。配布状況は、国税庁ホームページから確認できます。



■はじめよう！スマートフォンで確定申告！

スマートフォンで国税庁ホームページにアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。

作成した申告書はそのままe-Taxを利用して送信できるほか、印刷して税務署に提出することもできます。



■電話による申告相談

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の確定申告に関する質問や相談に答えます。

日 平日 1月14日(金)～3月15日(火)、2月20日(日)・27日(日) 午前8時30分～午後5時

■チャットボットで相談

A Iを活用した税務相談チャットボット「ふたば」では24時間質問を受け付けています。



感染防止対策として、入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある人や検温を拒否する人、マスク未着用の方は入場できません。



問 宇和島税務署 ☎22-4511

ID:0057116

F Mがいや [CS TOYS TOKU WAVE]

日 水曜日 午後1時～生放送(再放送：午後8時)

内 海外と日本をつなぐ特撮ヒーローの話題、宇和島の地域活動を発信します。

▶ 清家 正亀 さん

問 F Mがいや ☎49-1769 ✉ r-m@gaiya769.jp



ID:0068303

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による低所得の子育て世帯の支援として、特別給付金を支給します(すでに受け取っている人は除く)。対象や支給要件など詳しくは、お問い合わせください。

▶ ①ひとり親世帯分②ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

内 児童1人当たり一律5万円

対 ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない公的年金などの受給者または児童扶養手当受給者と同水準になった人
②対象児童を養育し、令和3年度分市町村民税均等割が非課税または同水準になった人

申 2月28日(月)まで(執務時間中)

問 福祉課子育て支援室
童福祉係 ☎24-1111 ①
内線3124 FAX 24-1160



ID:0060218・0062099